

給与計算システム ペイ・ワークス 令和8年 子ども子育て支援金への対応予定について

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より給与計算システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和8年4月分より、健康保険料と併せて徴収が開始される子ども子育て支援金について、ペイ・ワークスの対応予定をご案内させていただきます。

敬具

記

■ 対応予定について

ペイ・ワークスでは、子ども子育て支援金への対応アップデートをリリースいたします。以前のご案内で、令和8年3月上旬リリース予定としておりましたが、令和8年3月下旬リリース予定に変更させていただきます。アップデートでは項目の追加等が発生し、設定変更を実施いただく必要があります。詳細は以下の「対応内容について」及び、「アップデート適用後に必要な設定について」を参照ください。

■ 対応内容について

◆保険料の項目の追加

アップデート後に、以下の項目が追加されます。

- ・「子ども子育て支援金」
- ・「健康保険料 + 介護保険料 + 子ども子育て支援金」の額を算出する項目

◆保険料率の管理

健康保険料率、介護保険料率と同様に、『社会保険テーブル』メニューにて、子ども子育て支援金の保険料率を管理いたします。また、「健康保険料率 + 介護保険料率 + 子ども子育て支援金の料率」、「健康保険料率 + 子ども子育て支援金の料率」についても表示されるようになります。

『社会保険テーブル』については、プログラムが変更となり、現在は健康保険料率、介護保険料率を個別に更新いただく必要がありますが、新しいプログラムでは、健康保険料率、介護保険料率、子ども子育て支援金の料率をまとめて更新できるようになり、更新時には「健康保険料率 + 介護保険料率 + 子ども子育て支援金の料率」、「健康保険料率 + 子ども子育て支援金の料率」の料率が自動で計算・更新されるようになります。

◆「健康保険料」の計算方式の変更

現在のペイ・ワークスでは、健康保険料、介護保険料の額をそれぞれ算出する仕様であるため、1円未満の額の端数処理の関係上、全国健康保険協会の健康保険料額表（以下「健康保険料額表」とします。）の金額と1円の誤差が発生する場合がありますが、アップデート後は、発生する端数分を健康保険料に含める仕様に変更となるため、健康保険料額表の額との誤差が発生しなくなります。介護保険料、子ども子育て支援金にて端数の発生する従業員については、切り捨てられていた端数が健康保険料に含まれるようになるため、アップデート適用前後の月で、健康保険料の表記が最大2円増える場合がありますので、ご留意ください。

■ アップデート適用後に必要な設定について

令和8年3月下旬リリース予定のアップデートの適用後に以下の設定変更を実施いただく必要があります。

◆保険料率の設定

『社会保険テーブル』メニューより、子ども子育て支援金の料率を登録いただきます。その際に、「健康保険料率 + 介護保険料率 + 子ども子育て支援金の料率」、「健康保険料率 + 子ども子育て支援金の料率」について、更新されていることを確認いただく必要があります。なお、子ども子育て支援金料率はアップデート適用後に設定可能となります。事前に設定いただくことはできません。

◆明細書等のレイアウト設定変更

「子ども子育て支援金」については、明細書への徴収額の記載が法令上は義務とされていませんが、こども家庭庁より、記載が推奨されております。徴収額を明細書に追加される場合は、アップデート適用後に、「子ども子育て支援金」の項目を明細のレイアウトに追加してください。「健康保険料」、「介護保険料」の項目については、変更の必要はありません。

以上、ご不明な点がございましたら、弊社サポートセンターまでご連絡下さい。

京葉システムサポートセンター

043-246-2380 9:00～17:30（平日）

メールでのお問い合わせ：support@keiyo-system.co.jp

以上